

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則

平成14年3月29日規則第40号

(届出対象事業所)

第1条 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する規則で定める数は、届出に係る年の10月1日に常時使用する従業員の数が300人以上とする。

(適用除外の事業所)

第2条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める事業所は、国、県及び市町村の事務所並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の事業所とする。

一部改正〔平成27年規則28号〕

(届出事項)

第3条 条例第10条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 常時使用する従業員のうち、特に雇用期間を定めない者で正社員又は正規職員とされるもの（以下「正社員」という。）の平均年齢及び平均勤続年数並びにその男女別の数
- (2) 正社員の採用者数及びその男女別の数
- (3) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者（以下「管理職」という。）の登用数及びその男女別の数
- (4) 管理職に準ずる職にある者の数及びその男女別の数

(届出書の提出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、毎年11月30日までに、男女共同参画の推進の状況に関する届出書（別記様式）により行わなければならない。

(提案等の申出ができる者)

第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める者は、県内に勤務する者又は県内に在学する者とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第1条から第4条までの規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第47号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第52号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第29号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）（第1面）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
男女共同参画の推進の状況に関する届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 氏 所 名 } { 法人にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名

神奈川県男女共同参画推進条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	フリガナ							
	名称							
	所在地							
事業所の状況	主たる業種	大分類				中分類		
		職務区分	常時使用する従業員（人）			うち正社員（人）		
		総数	うち男性	うち女性	総数	うち男性	うち女性	
	職務区分別の数	人事・総務・経理						
		企画・調査・広報						
		研究・開発						
		情報処理						
		営業						
		販売・サービス						
		生産						
合計								
状況	正社員の平均年齢及び平均勤続年数	区分	平均年齢（歳）		平均勤続年数（年）			
		正社員						
		うち男性						
		うち女性						
状況	正社員の採用者数	総数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）			
状況	管理職等の数	管理職等の種類	管理職等の数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）		
		部長相当職						
		課長相当職						
		係長相当職						
	管理職等の登用数	管理職の種類	管理職数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）		
		部長相当職						
課長相当職								

(第2面)

	教育訓練の実施状況	実施状況		参加の状況										
		実施している	実施していない	男性のみ参加している	女性のみ参加している	男女とも参加している								
	能力向上のための教育訓練	1	2	5	6	7								
	管理職養成のための教育訓練	3	4	8	9	10								
事業所の状況	業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況	育児休業取得対象者数	合計(人)											
			うち男性(人)											
			うち女性(人)											
	育児休業取得対象者数及び取得者数	区分	育児休業期間別の取得者数											
			5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 8か月未満	8か月以上 10か月未満	10か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上	合計
		取得者数の合計(人)												
		うち男性(人)												
	うち女性(人)													
	介護休業及び子の看護休暇の取得者数	区分	介護休業			子の看護休暇								
		取得者数の合計(人)												
うち男性の取得者数(人)														
セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況	方針の周知・啓発の方法	就業規則等による周知	社内報等による周知	研修、講習等の実施	その他									
		1	2	3	4									
	相談・苦情受付窓口の整備の方法	相談担当者の設置	マニュアルの整備	外部機関への委託	その他									
		5	6	7	8									
	懲戒規定以外の措置を就業規則等の内部規則で定めている				いる		いない							
				9		10								
連絡先	所属名													
	担当者氏名													
	電話番号			内線										

(第3面)

- 備考 1 「主たる業種」欄には、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類及び中分類を記入してください。
- 2 「職務区分別の数」欄には、届出に係る年の10月1日（以下「基準日」という。）現在の人数を記入してください。なお、「生産」には、建設、運輸及び物流部門も含めてください。
- 3 「常時使用する従業員」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、派遣社員は含めないでください。
- (1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - (2) 臨時又は日雇い従業員で、基準日前2月の各月にそれぞれ18日以上雇われたもの
- 4 「正社員」とは、神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号に規定する者をいいます。ただし、親会社等からの転籍出向者は含めますが、在籍出向者は含めません。
- 5 「正社員の平均年齢及び平均勤続年数」欄には、基準日現在における年数で計算し、小数点以下の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入した数を記入してください。
- 6 「正社員の採用者数」欄には、基準日前1年間の状況を記入してください。
- 7 「管理職等」欄には、基準日現在の人数を記入してください。なお、「部長相当職」及び「課長相当職」とは、規則第3条第3号に該当する者をいい、「係長相当職」とは、規則第3条第4号に該当する者をいいます。部長、課長等の役職名を採用していない場合や次長職等管理職(等)の種類欄にない管理職については、実状に応じてどの役職に該当するか適宜判断してください。
- 8 「管理職への登用数」欄には、基準日前1年間の状況を記入してください。
- 9 「教育訓練の実施状況」欄は、それぞれの項目ごとに該当する番号を○で囲んでください。
- 10 「育児休業取得対象者数」欄には、基準日の2年前から1年間に出産等により子を養育することとなった者のうち、育児休業の取得対象となるものの人数を記入してください。
- 11 「育児休業期間別の取得者数」欄には、「育児休業取得対象者数」欄に計上した者のうち、基準日の前日までに育児休業を取得したものの人数を育児休業期間別に記入してください。なお、育児休業期間には、基準日以後に取得予定である期間も含めてください。
- 12 「介護休業及び子の看護休暇の取得者数」欄には、基準日前1年間の状況を記入してください。
- 13 「セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況」欄は、それぞれの項目ごとに該当する番号を○で囲んでください